

「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業」について、令和元年9月30日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、事業契約の内容を公表します。

令和元年9月30日

豊橋市長 佐原 光一

**1 公共施設等の名称及び立地**

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

豊橋市曙町字南松原162番1、162番3、169番2、174番2外

配送対象の小学校、中学校及び特別支援学校

**2 選定事業者の商号又は名称**

豊橋市神野ふ頭町1番地9

株式会社豊橋スクールランチ

代表取締役 小長谷 淳一

**3 公共施設等の整備等の内容**

施設整備業務

開業準備業務

維持管理業務

運営業務

**4 契約期間**

令和元年9月30日から令和18年8月31日

**5 契約金額**

11,617,036,633円

に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

### 第61条(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
  - (2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により本施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に本施設を引き渡す見込みが明らかでないとき認められるとき。
  - (3) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき認められるとき。
  - (4) 受注者が維持管理業務及び運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別紙8に定めるところにより発注者が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
  - (5) 受注者がその破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
  - (6) 受注者が本事業の実施を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
  - (7) 受注者が第41条第1項の業務日誌又は同条第2項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
  - (8) 受注者が著しい社会規範に反する行為を行った場合
  - (9) 受注者が第62条又は第63条第3項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 前各号に掲げる場合の他、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者が本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第32条第5項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合  
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額

(2) 第32条第5項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合  
解除された事業年度1年分の維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価  
に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当す  
る額

- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる  
担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、発注者は、当該契約保  
証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当するものとす  
る。
- 4 受注者は、第1項の規定に基づく解除により発注者が受けた損害額が前項の違約金  
の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると  
認めるときは、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除す  
ることができる。
- 6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたと  
きは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第62条（受注者の解除権）

- 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除す  
ることができる。
  - (1) 発注者がサービス対価の支払いを遅延し、受注者から催告したにもかかわらず、  
催告から60日を経過しても当該義務を履行しないとき。
  - (2) 受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の重要  
な義務（金銭債務を除く。）に違反し、かつ、その違反により本契約の履行が  
困難となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、本  
契約解除により受注者が被った合理的な範囲の損害の賠償を発注者に請求すること  
ができる。

#### 第63条（不可抗力又は法令変更等による解除権）

- 1 不可抗力又は法令変更等により、受注者による本事業の継続が不可能となった場合  
又は本事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日か  
ら60日を経過しても第23条第4項若しくは第46条第4項の協議が整わないとき又は  
第50条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、  
発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした  
ときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設工事期間中の不

不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第 30 条に定めるところによる。

- 3 不可抗力又は法令変更により、維持管理業務及び運営業務の中止期間が 3 箇月を超えた場合においては、受注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理業務及び運営業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理業務及び運営業務についてはこの限りでない。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

### 第64条（完成前の解除の効力）

- 1 発注者は、第32条第5項に規定する完成確認書の交付前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。
- 2 発注者は、前項の検査を行う場合において、本施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項に規定する引渡しを受けたときは、別紙9に定めるところにより、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を受注者に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第61条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と同第2項の違約金を相殺することができる。

### 第65条（受注者の帰責事由による解除の場合の特例）

第32条第5項に規定する完成確認書の交付前に本契約が第61条第1項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者に対して、本施設を取り壊して事業用地を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、受注者の負担とする。

- (1) 発注者が施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断するとき。
- (2) 本施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。

### 第66条（完成後の解除の効力）

- 1 発注者は、第32条第5項に規定する完成確認書の交付後に本契約が解除された場合においては、受注者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から10日以内に本施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は、本施設が本契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。
- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じてそれぞれ次のとおりとする。
  - (1) 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるも

のは、発注者の負担とする。

(2) 第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で第48条第2項に規定するやむを得ない事由があるものは、維持管理業務及び運營業務に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額については、発注者の負担とする。

(3) 前2号に掲げるもの以外のは、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の検査を行った場合において、本施設が本契約及び関係図書に適合すると認めるときは、受注者に対して、その旨を通知しなければならない。

4 受注者は、前項の通知を受けたときは、施設整備に係るサービス対価の残額の支払いを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、別紙9に定めるところにより、施設整備に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第60条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と同第2項の違約金を相殺することができる。

6 受注者は、第1項に規定する解除がされた場合、維持管理業務及び運營業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、発注者又は当該発注者の指定する者が維持管理業務及び運營業務を引き継ぐために、本施設の最小限度の保全措置を含め必要な一切の行為を行うものとする。

#### 第68条（契約終了時の措置）

1 受注者は、本契約が終了した場合において、事業用地に第65条の規定に基づき取り壊すべき施設があるとき又は事業用地若しくは本施設に受注者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地又は本施設を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地若しくは本施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地若しくは本施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

4 受注者は、本契約が終了した場合においては、発注者に対し、本施設を維持管理するために必要な全ての書類を引き渡さなければならない。